

時間外投げ込み

令和7年12月23日

報道機関各位

青森県危機管理局防災危機管理課

青森県被災者生活再建支援制度の適用について

標記について、県では、本日、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震に青森県被災者生活再建支援制度を適用したのでお知らせします。

青森県被災者生活再建支援制度の概要は、別添のとおりです。

報道機関用提供資料	
担当課	危機管理局防災危機管理課
担当者	総務・復興グループ GM 中村 府見
電話番号	直通：017-734-9089 内線：4160
報道監 危機管理局 次長 佐藤 広之	

青森県被災者生活再建支援制度の適用について

住家被害の状況（令和7年12月23日現在）

(単位：世帯)

罹災証明発行数	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊未満
145	2		1	1	141

今回の地震で発災当日に住家の全壊被害が1件（2世帯）発生

その後は全壊の被害報告がなく、国の被災者再建支援制度の適用の見込みがほぼなくなったことを受け、令和7年12月23日付けで令和7年12月8日青森県東方沖地震に**青森県被災者生活再建支援制度を適用**

(参考)

県制度：全壊世帯1世帯以上発生の災害が対象

国の被災者生活再建支援制度の対象外となる自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた県民の生活の安定に資することを目的に令和3年に創設

国制度：全壊10世帯以上の市町村等が発生した自然災害が対象

※ 国の制度は基本的に市町村毎に適用されるが、県の制度では原則として1以上の全壊世帯が発生した場合、全県に制度が適用される

支給金額

(単位:万円)

区分		基礎支援金		加算支援金		計①+②	
		住宅の被害程度		住宅の再建方法			
		①	②				
複数世帯 世帯の構成員が複数	全壊世帯	100	建設・購入	200	300		
	解体世帯		補修	100	200		
	長期避難世帯		賃借	50	150		
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250		
			補修	100	150		
			賃借	50	100		
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100	100		
			補修	50	50		
			賃借	25	25		
単数世帯 世帯の構成員が単数	全壊世帯	75	建設・購入	150	225		
	解体世帯		補修	75	150		
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5		
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5		
			補修	75	112.5		
			賃借	37.5	75		
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75	75		
			補修	37.5	37.5		
			賃借	18.75	18.75		